

令和 3 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 3 年 12 月 3 日 提 出

目 次

同意第8号 人権擁護委員の推薦について	1
同意第9号 人権擁護委員の推薦について	2
議案第45号 指定管理者の指定について（東浦町中央図書館）	3
議案第46号 東浦町部制条例の一部改正について	4
議案第47号 令和3年度東浦町一般会計補正予算（第8号）	別添
議案第48号 令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第49号 令和3年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第50号 令和3年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第51号 令和3年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）	別添
議案第52号 令和3年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）	別添

同意第8号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和3年12月3日提出

東浦町長 神谷明彦

小杉啓子

東浦町大字森岡 昭和24年生

提案理由

人権擁護委員小杉啓子の任期が、令和4年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第9号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和3年12月3日提出

東浦町長 神谷明彦

小林久枝

東浦町大字藤江 昭和27年生

提案理由

人権擁護委員小林久枝の任期が、令和4年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

議案第 45 号

指定管理者の指定について（東浦町中央図書館）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等
 - (1) 名称
東浦町中央図書館
 - (2) 位置
東浦町大字緒川字平成 81 番地
- 2 指定管理者に指定する団体の名称等
 - (1) 名称
株式会社図書館流通センター
 - (2) 代表者
代表取締役社長 細川 博史
 - (3) 所在地
東京都文京区大塚 3 丁目 1 番 1 号
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町中央図書館の指定管理者に、株式会社図書館流通センターを指定するため提案するものである。

議案第 46 号

東浦町部制条例の一部改正について

東浦町部制条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 12 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町部制条例の一部を改正する条例

東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p><u>(6) 都市整備部</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画政策部</p> <p>アからエまで 略</p> <p>オ <u>広聴、広報及び統計に関する</u>こと。</p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>防犯に関する</u>こと。</p> <p>(2) 総務部</p> <p>アからオまで 略</p> <p>カ <u>危機管理に関する</u>こと。</p> <p>キ 略</p> <p>(3) 及び (4) 略</p> <p>(5) 建設部</p> <p><u>道路、河川その他の土木に関する</u>こと。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画政策部</p> <p>アからエまで 略</p> <p>オ <u>広報及び統計に関する</u>こと。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 総務部</p> <p>アからオまで 略</p> <p>カ <u>防災に関する</u>こと。</p> <p>キ <u>交通及び防犯に関する</u>こと。</p> <p>ク 略</p> <p>(3) 及び (4) 略</p> <p>(5) 建設部</p> <p><u>ア 道路、河川その他の土木に関する</u>こと。</p> <p><u>イ 都市計画に関する</u>こと。</p> <p><u>ウ 土地区画整理に関する</u>こと。</p>

<p>(6) <u>都市整備部</u></p> <p><u>ア 都市計画に関すること。</u></p> <p><u>イ 住宅及び建築に関すること。</u></p> <p><u>ウ 公園及び緑地に関すること。</u></p> <p><u>エ 土地区画整理に関すること。</u></p> <p><u>オ 地域公共交通に関すること。</u></p>	<p><u>エ 住宅及び建築に関すること。</u></p> <p><u>オ 公園及び緑地に関すること。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

機構改革を行うため提案するものである。